

相談役の設置について（説明）

1. 趣旨

現在私学は、少子化や規制緩和のなかで激化する競争的環境に対応していくため、学校法人機能を高めることが求められている。特に、理事会の基本的な役割は、私立学校法改正において意思決定と理事の業務執行監督であることが法定化されており、本学園においても理事会や理事の機能向上が期待されるところである。

一方、この間BKC新展開やAPUの創設、附属校の増設などの諸改革によって本学園の規模や組織が拡大しており、まさに理事会のガバナンスが問われているといわざるを得ない。この点では、この間私立学校法改正にもとづき理事長の位置づけや監事の業務内容などの見直しを行い、また常任理事会のもとに常務会を設置し理事会の政策立案力量を高めるなどの努力を行ってきたところである。

しかし、川口新総長を要にした新たな体制は、学園の歴史的な世代交代を明確にしたものであり、理事会の体制、なかんずく副総長をはじめとする常務理事の相当数は大きく世代交代を行うこととなった。新たな常務理事のなかにはベテラン理事も存在するが、多くは若い世代の役員が中心となる。したがって、学園指導部を支える助言体制も整備しておかなければならない。

このような趣旨から、文部科学省の了解も得て、理事会のなかに総長や理事長をはじめ各担当役員等への助言・情報提供を行う相談役を設置することを提案する。

2. 相談役の機能と役割

相談役の機能と役割は以下のとおりとする。

- (1) 相談役は、理事長や総長をはじめ、理事等に対して日常的な助言、情報提供などを行うことにより、理事等の業務執行上の支援を行う。
- (2) 相談役は、助言活動に専念することとし、特定業務を担当しないこととする。
- (3) 相談役は、理事として位置づけ、理事会にも出席を求める。

3. 相談役理事の位置付け

相談役理事の法人のなかでの位置づけは、総長や副総長のような役職就任に伴う理事とはせず、理事間で分担担当する「職」の1つとする。したがって、相談役の設置によって理事増員は行わない。なお、選任する相談役理事の人数は1名とする。

4. 選任方法

相談役の選任および解任は理事会で行うこととし、他の職と同様、理事総数の過半数議決により決定する方法とする。

5. その他 「顧問」との関係整理

今次設置する相談役と、寄附行為第19条にある顧問との関係は以下のように整理する。

相談役……………理事の一員として、理事会の意思決定に参加して意見を述べるとともに、各理事の執行に対して助言・情報提供を行う。

顧問……………法人運営や総長・理事長に対して、執行責任を持たない立場から助言をしたり、相談を受けたりする役割を担う。